

2025年12月号

(2025年12月18日発行)

大阪:〒598-0013 大阪府泉佐野市中町1-2-4

e-mail:info@senshu-sr.com

HP:<https://senshu-sr.com/>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

従来の健康保険証は、今月12月1日をもって原則無効になります。従業員さんが病院等で保険証が使えない。。。と困らないようにマイナ保険証や資格確認書の利用を促していくと良いかもしれません。さて、今回は、2025年の主な法改正を振り返ります。※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆2025年の主な法改正や動向の振り返り

施行等の年月	内容	事務所便り紹介月
2025年3月	健康保険料率の変更	2025年3月号
2025年4月	雇用保険料率の変更	2025年3月号
2025年4月	育児休業法の改正(子の看護等休暇、所定外労働の制限等)	2025年1月号、2月号
2025年4月	介護休業法の改正(40歳等の労働者への情報提供等)	2025年1月号、3月号
2025年4月	次世代育成支援対策推進法の改正(育休取得状況に関する義務等)	2025年1月号
2025年4月	雇用保険法の改正(出生後休業支援給付金の創設等)	2025年1月号、4月号
2025年4月	障害者雇用促進法の改正(除外率設定業種の除外率引下げ)	2025年1月号
2025年6月	熱中症対策義務化	2025年5月号
2025年6月	年金制度改革法の成立(社会保険加入対象拡大、在職老齢年金見直し等)	2025年7月号
2025年10月	育児休業法の改正(柔軟な働き方の実現措置等)	2025年1月号、2月号
2025年10月	雇用保険法の改正(教育訓練休暇給付金の創設)	2025年1月号
2025年10月	最低銀金の改定(発効日は都道府県毎に異なる)	2025年9月号
2025年10月	19歳~23歳未満の被扶養者にかかる認定変更	2025年10月号
2025年12月	マイナ保険証への移行	2024年11月号
—	特集:カスタマーハラスメントへの対応	2025年6月号
—	特集:子ども・子育て支援金制度	2025年8月号
—	特集:人事労務で定期的な確認を推奨する事項	2025年11月号

●4月:育児休業法の改正

- ①子の看護等休暇の対象(小学校就学始期まで⇒小学校3年生修了まで)や事由(感染症に伴う学級閉鎖、入園式等が追加)の拡大、労使協定による休暇取得除外労働者(継続雇用期間6か月未満)の撤廃。
- ②所定外労働制限の対象拡大(3歳未満の子を養育する労働者⇒小学校就学前の子を養育する労働者)。
- ③短時間勤務制度の代替措置にテレワーク追加。
- ④育児のためのテレワーク導入の努力義務化。
- ⑤育児休業取得状況の公表義務拡大(従業員1,000人超の企業⇒従業員300人超の企業)。

●4月：介護休業法の改正

- ①労使協定による休業取得除外労働者(継続雇用期間6か月未満)の撤廃。
- ②介護離職防止のための雇用環境整備の義務化(以下のいずれかの措置を講じる必要)。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

厚生労働省 <<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>>

- ③介護離職防止のための個別周知と意向確認(介護に直面した旨の申出をした労働者への個別周知と意向確認、介護に直面する前の早い段階(40歳等※A)の労働者への情報提供)。

●10月：育児休業法の改正

- ①柔軟な働き方実現措置(以下から2つ以上の措置を講じる必要)。

選択して講すべき措置

- ①始業時刻等の変更
- ②テレワーク等(10日以上/月)
- ③保育施設の設置運営等
- ④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇
(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

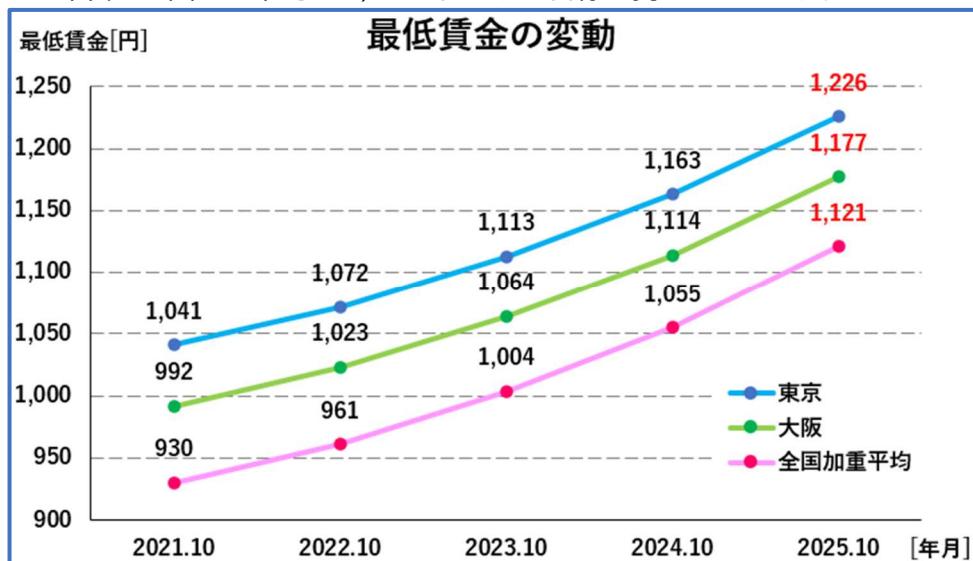
注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

- ②仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取、配慮(労働者本人や配偶者の妊娠出産等を申出た時や子が1歳11か月の翌々日から2歳11か月の翌日(※B)までの時期に行う必要)。

※A※B：入社時や年末調整時に扶養控除申告書で対象者の年齢チェックを行う等、定期的な確認を推奨。

●10月：最低賃金の改定

10月から順次改定され、東京都は1,226円、大阪府は1,177円、全国加重平均は1,121円になりました。政府は2020年代に全国加重平均を1,500円にする目標を掲げております。



●今年の振り返りと来年へ向けて

今年多くの重要な法改正がございました。来年は約40年ぶりとなる労働基準法の改正案が国会に提出される予定です(施行は2026年か2027年見込)。来年も皆様にご愛読いただける事務所便りにしていきたいと思います。本年もご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。来年もよろしくお願ひいたします。